ひょうご男女いきいきプラン2025(仮称)(第4次兵庫県男女共同参画計画)」の概要 ~女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して~

計画策定の趣旨

1 「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する ことができ、かつ共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会づくり条例 第1条第1号)

2 これまでの経緯

H13「ひょうご男女共同参画プラン21」(H13~22年度) H23「新ひょうご男女共同参画プラン21」 (H23~27年度) H28「ひょうご男女いきいきプラン2020」(H28~R2年度)

男女共同参画社会づくり条例制定 (H14)

3 次期計画の策定

現行計画はR2年度末で終了することから、R3年度以降の取組の指針となる次期計画を策定

近年の社会情勢の変化等

1 男女共同参画、女性活躍をとりまく法整備

- (1) 働き方改革関連法(H31.4~) ··· 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得等
- (2) 女性活躍推進法の改正 (R1.6~) … 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等
- (3) 政治分野における男女共同参画推進法(H31.4~) … 男女の候補者数の均等化等
- (4) パートタイム・有期雇用労働法(R2.4~) … 正社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止等

2 生活様式や価値観の変化等

- (1) 共働き世帯は男性雇用者と無業の妻から成る世帯の2倍以上に増加
- (2) 女性就業者数はR1.6に全国で初めて3,000万人を突破
- (3) コロナ禍に起因した多様な働き方(在宅勤務、フレックスタイム制等)の導入
- (4) 健康寿命の延伸による人生100年時代の到来を見据えた人材教育の強化
- (5) SDGsの浸透と目標達成に向けた気運の高まり(目標5:ジェンダー平等を実現しよう)

(₽

兵庫県の状況

1 女性有業者数の増加等

女性有業者は5年前から約10万人増加(H24:1,112千人→H29:1,210千人)、特に、 育児中の女性有業率は全国で最も高い19.3ポイントの増加(H24:43,4%→H29:62.7%)

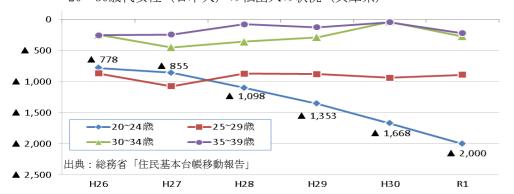
2 人口減少の進行

出生数の減少と若者(特に20代前半)の転出超過数の拡大

3 第二期兵庫県地域創生戦略に基づく新たな地域づくり

特に20歳代前半の女性の転出超過が拡大しているため、女性対策(企業や地域 での女性活躍の推進、出会いや結婚の支援) が必要

20~30歳代女性(日本人)の転出入の状況(兵庫県)



今後の取組の方向性

- ▶ 女性の登用や意思決定過程への参画促進
- ▶ 女性の就業促進
- ▶ 地域や家庭など生活の場における男性の 参画促進
- ▶ 仕事と家事・育児等、家庭生活や地域活動 を両立できる環境の整備
- ▶ 働き方改革の一層の推進
- ▶ 男女共同参画の視点による地域活動や 防災・復興対策の浸透
- ▶ 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に 向けた子育で・介護基盤の整備
- ▶ 女性特有のがん検診受診率の向上
- ▶ 若者(特に女性)が明るい将来を展望 できる環境づくりと発信
- ▶ 学び直し、リカレント教育の充実
- ▶ SDGsの各目標を意識した取組の展開
- ▶ 女性の定着に資する施策の実現とPR

口捶估

▶ 出会いや結婚の支援

〈現行計画の主な数値目標の達成状況(R1年度末時点)〉

項 目	直近実績	日 標 1但 (R2年度末)	評価
民間等における女性管理職の比率	15.4% (H29)	25.0%	Δ
女性の就業率	45.2% (H27)	46.5%	0
子育て中の男性で家事・育児参加 時間 が2時間/日以上の者の割合	15.9% (R1)	22.3%以上	Δ
週労働時間60時間以上の雇用者の 割合	8.8% (H29)	6.5%	Δ
「地域活動」の場で「男女平等に なっている」と考える人の割合	7.4% (R1)	33.0%	Δ
住んでいる地域は、子育てがしや すいと思う人の割合	55.4%(R1)	67.0%	0
子宮頸がん検診受診率	39.1%(R1)	50.0%	Δ
乳がん検診受診率	42.2%(R1)	50.0%	0
若者が希望を持てる社会だと思う 人の割合	12.3%(R1)	14.0%	0
出会い支援事業による成婚数	135組(R1)	200組	Δ

次期計画の主なポイント

1「活力ある兵庫の実現」、「兵庫への定着」という 観点を追加

→ 第二期地域創生戦略を踏まえ、特に若い女性から 選ばれる、生活しやすく、活力ある兵庫の実現 という視点を追加

2 「男性」に関する重点目標を新設

- → 女性が生活しやすい社会は、男性にとっても次の ような効果が期待できる。
 - ▶ 仕事偏重から、家庭や地域とのバランスがとれた環境 への転換による豊かで自立した生活の実現
 - ▶ 夫の家事・育児への参画による家庭でのリスクヘッジ等

3 SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画

→ 社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつ あるSDGsの各目標と計画の重点目標とを対応

基本理念等

1 目指す社会

男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと 生活できる社会 (=男女共同参画社会) の実現

(1) だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮 できる社会

▶ 人生のどの時期、どの場面においても、自らの意思 によって生き方・働き方を柔軟に選択し、いきいきと 生活できる社会を目指す。

(2) だれもが互いに支え合える社会

▶ 一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を 持って、男女共同参画社会づくりに参画し、互いに 支え合って生きることのできる社会を目指す。

(3) だれもが健やかに安心して暮らせる社会

▶ 貧困等生活上の困難に陥らないよう、セーフティ ネットを整備するとともに、高齢者、障害者、新型 コロナウイルスの感染者や医療従事者等、だれもが 安心して暮らせる社会を目指す。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づき都道府県が 策定する「都道府県男女共同参画計画」
- (2)現行計画の後継計画
- (3) 兵庫県男女共同参画社会づくり条例第9条に基づく、 県における男女共同参画社会づくりの基本的な指針
- (4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条に基づき都道府県が策定する「都道府県推進 計画
- **3 計画期間** 令和 3 ~ 7 年度 (5 年間)